

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）及び 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

平成 29 年 4 月
総務省自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨

- 平成 28 年 12 月に成立した公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号。以下「改正法」）により、
- ① 選挙人名簿の登録について、定時登録の登録日を基準日と同じ登録月の 1 日とするとともに、登録日が休日となった場合の登録日の変更を認めること
 - ② 選挙人名簿の内容確認手段について、縦覧制度を廃止し、個人情報保護に配慮した規定が整備されている閲覧制度に一本化すること
 - ③ 同一都道府県内であれば、市町村を単位として 2 回以上住所を移した場合にも、都道府県の選挙の選挙権を失わないこととすること
 - ④ 期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加すること
- 等の改正がなされることとされた。
- これらの措置の施行の日は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日とされた。
- 今回の改正は、上記のとおり公布された改正法の施行等に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）等の改正を行うものである。

2 改正の概要

- 1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ① 選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う改正
 - ・ 改正法により選挙人名簿の登録制度の見直しが行われたことに伴い、定時登録を行う日を登録月の 1 日から変更する場合の手続きを規定する等所要の規定の整備を行う。
 - ② 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化に伴う改正
 - ・ 改正法により縦覧制度が廃止されたことに伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の

縦覧に係る規定の削除等、所要の規定の整備を行う。

③ 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善に伴う改正

・改正法により同一都道府県内に引き続き住所を有している者については、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも、当該都道府県の選挙の選挙権を失わないこととし、併せて、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認に係る規定を設けたことに伴い、当該確認の手続きについて所要の規定の整備を行う。

④ 公職の選挙等において保存すべき書類について、所要の規定の整備等を行う。

⑤ その他所要の規定の整備を行う。

2) 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）

① 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化に伴う改正

・改正法により縦覧制度が廃止されたことに伴い、縦覧に供する書面の様式に係る規定の削除等、所要の規定の整備を行う。

② 期日前投票事由の見直しに伴う改正

・改正法により期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」が追加されたことに伴い、期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式について所要の規定の整備を行う。

③ その他所要の規定の整備を行う。

3 スケジュール

施行日 平成29年6月1日を予定。